

保

険

の

ひ

ろ

ば



ボランティア活動保険のQ&A



ボランティア活動保険に関して、日ごろ皆さまからお問い合わせをいただいているご質問についてお答えします。

Q1 ボランティアのAさんは福祉施設でボランティア活動していますが、ノロウイルスによる食中毒感染が心配です。万一感染した場合は補償されるのですか？

A1 ボランティア活動保険はノロウイルスなどのウイルス性食中毒も補償の対象になります。また、O-157などの細菌性食中毒、自然毒による食中毒、化学物質による食中毒も補償されます。詳しくはボランティア活動保険のパンフレットをご参照ください。

Q2 ボランティア活動保険で電動工具を取り扱った場合の補償がよく分からないので教えてください。

A2 ボランティア活動保険で対象外となるのは、「チェーンソーを使用する森林ボランティア活動」や「銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動」などです。したがって、チェーンソーを使用しても街路樹剪定活動であったり、草刈機を使用する除草作業、電動ノコギリを使用する森林ボランティア活動は対象となります。なお、ボランティア行事用保険では、電動工具を使用する行事は対象外となりますので、ご注意ください。

Q3 ボランティア活動中に誤って転んでしまい、自分のメガネを壊してしまいました。ボランティア活動保険で補償してもらえますか？

A3 ボランティア自身の携行品（所有物）は、対象ではないので補償されません。ボランティア活動保険の補償は、本人の「ケガ」の補償と「賠償責任」の補償です。

Q4 ボランティア活動保険では感染症も補償されるそうですが、SARS（重症急性呼吸器症候群）やMERS（中東呼吸器症候群）も補償されますか？

A4 ボランティア活動保険は、ケガや熱中症・食中毒以外に、特定感染症も補償されます（感染症予防法による一類感染症、二類感染症、三類感染症が対象）。SARSは二類感染症なので補償の対象です。また平成27年1月21日より、MERSが二類感染症に指定されましたので同じく補償の対象となります。なお、補償される保険金の種類は、①葬祭費用（300万円限度）②後遺障害保険金③入院保険金④通院保険金となります。

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp/>

ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。